錦畫百事新聞

其他

西垣文庫 特
文庫10
7355

文庫10
355

大阪錦画

大阪錦繪
大阪錦繪

大坂新町二丁目

彩画勧懲雲
彩画世界雲

大阪名所絵尽
大阪名所絵尽

大阪名所絵尽

官許
東西百年新聞
附録
大坂雑喉村荒井屋源兵衛人力車
引ゐるが明治七年十二月十二日の報
官許
東西百年新聞
附録

宇治錦絵百事新聞 附録

大阪錦絵

官許 錦畫百事新聞 第百六十三号 明治九年七月廿一日 月曜日

其むかし宮城野信夫が仇討ハ常悅（正雪）の恩義と共に名と殘したる白石譯古今仇討と數多聞およぶも昔の夢と消失ハ　王政維新以降全く五保護の爲に絶たり此頃哀な話があり升古鄕と跡に二人の女身よ鬱憤の起と探よ國ハ伯耆の西宮横道町開仙寺門口よ住む安吉といふ者ハ故有て同所の某等三名ゐ殺害せられ跡よ殘り一妹かめ四十二年娘小菊十六年ハ最も遣る瀨ハ泣ぐかり哀憐悲歎の心根と合せて四ッの袖絞る嘸や臨終の無念さハ思よ絶かね苦い死とやー給ひけん咦姪顔と見合て甲斐亡體と搖動ー身も浮くばこのりに泣沈ーごのキット心と取直し怨み重る三人ハ倶不戴天と世よもいふ父と兄との仇敵此日の本ハいふもとろか英國米國ゐ身と潛むとも女の一念探ー出し佛ごの修羅の苦と報いひで置べきやと軟弱き女の手ーはよて敵ハ手荒き三人なれど日頃念ずる神佛の力とかりて宿願の成ざる事のあるべきやと馴ー所とふり捨て姨と姪とご順禮すがた人ハ夫とも知ぬ地へ（あらとうとみちびきたまへ觀音寺）と三年以前よ定めなき旅路の空とあゝろざー出たるまゝいまゞ咄ーハ切れませぬがおとながけきゞ今日ハ此邊でおきまーて近〳〵つゞきのおーらせを致し升

○謝白

染手拭一釘和さんより金十錢
姉川さんより金壹朱鵜殿さんより　配夫ユ

大阪心齊橋盤町角
本局　百事社
社長兼編輯代理　金井德兵衛
印務　前田喜兵衛

官許
錦畫百事新聞　第百六十四号　明治九年八月一日　火曜日

百六十三號ゝ書殘ーの伯耆の國姨姪ゞ仇討咄の續きチトひつこいと思ー召うがマァ聞てお上げゐさい夫から我住なをー古郷と後ゝ見て若や繁花の地ゝねらふ敵ゝ足と止める事もや有んとゐちらゝ二月ゝちらゝ三月とまゞ天運至らぬや夫ぞと思ふ手掛もなく種ゝ樣ゝの艱難辛苦かぞへる月日ゝ關守おく身に降積る星霜の三年ゞうちと泣明ー今日ゝ翌ゝと取とめぬ翹かよゝき羽拔鳥雲井と慕ふ如くなり近頃攝州兵庫の津へ渡り來て七月九日午時過に同所相生橋と通る折ーもフト向より來かゝる女ゝコハそも年月たづね求る仇の中なる爲ニと言者の女房なをゞ二人ゝかくと見よりも盲龜の浮木優曇華の花待ち得たる今日唯今二人ゝ傍へ走寄袖を捕へてコレ申そゐさに尋る子細ゐをゞ妾等と伴ひ來りねと警視の廳へと運行て事の次弟と訴出て仇討の事と願ーゆへ直樣爲ニゝ縛せられ余の黨類も嚴ーき詮索中なるよーお龜さん小菊さんお二人の心根ゝ相生橋の時ゝ嘸や嬉う五座り升たで有ませう神戸新聞普通新聞ゐも出てゐり升ぞへ

○七月廿四日清水坂のどさくさゝゑかとーた事ゝ跡より委出ーます○同廿八日梅田道ステーション邊のどさくさも跡よりどちらも少ーお待下されませ○茨住吉祭禮ゝ八月十八日○坂惠座ゝ前狂言鏡山中千兩幟切伊勢音頭近日とゞめる女芝居でそ

大阪心齋橋塩町角
本局　百事社
社長兼編輯代理　金井德兵衛
印務　前田喜兵衛

官許
錦畫百事新聞　第百四十一号　明治九年七月五日　水曜日

公布

○第拾壹號

大坂京都間鐵道略落成ニ付大坂ヨリ京都府下向日町迄來ル七月上旬ヨリ瀛車試運輸開候條此旨布達候事

但開業當日之儀ハ追テ可及布達候事

明治九年六月三十日

工部卿伊藤博文

○さァやるさもどふでもく淀川の絶景を眺め清風と身ゐむかひ一瞬の間ゐ西山東山の遊覽とい嬉ドや有ませんゥ

○人の將ゐ死ゐんとす其言善と五月末の頃ゐりとや備中國藏鋪村山内仙吉厄介うた廿四年ゝ久ーく服水病で臥ー末さのもーからぬ身とゐり我と難病とかまち親類縁者と呼び集重き枕と擡げ覓ゐ涸る取水の去だいゐ弱る細音ゐて皆さん私か一ッの願ひ迎も此世ゐいつ迄も生ゐがらへると思ませぬ夜半の嵐と目前ゐうける此身ゐぜひもゐく死後ゐ至らバ亡骸と醫者ゐ頼んで解剖ーて此病根をあらため見て此後同ー病ゐて腦煩ふ人の爲ま〻世の爲とさめ〳〵と今遺の遺狀かゐへてと若き身ゐごら殊勝ゐる願ひと聞て傍よりも親ゝ泣寄るいとーさゐ余儀ゐく縣廳へ望と伺ひーに其趣聞濟ゐゐりまーさと誠ゐ得實の心底哀を感心で有升　（備作新聞

○此節雨續で氣持ゞの惡い用ゞ片付ぬ道ゞ惡いと市中でゝ言升ゞ在方ゝ植付ゞ出來揃て大喜向ふ見ずゐ朦言譯でゝ無い

本局　大阪心齊橋鹽町角　百事社
社長兼編輯代理　金井德兵衛
印務　前田喜兵衛

官許

錦畫百事新聞

第百六十七号

播磨國明石大手邊の何某ゝ親一人子二人で家内睦ーからず兄ゝ陰ゐ女が有て其方へ結と分け互ゐ腕と磨といへども兄の方へ福の神ゞ降親父弟の方ゝれゐ〳〵糊口ゐ迫サ兄の積溜が羨ーく親と弟ゞのキット思付ー一策ゝ或る夜兄夫婦ゐ酒と進んと呼迎へイソ〳〵來る夫婦を引入を夜深ゐ成て酒ゐ引替へ二人に向ひサ是と呑べー忽ち死地ゐ陷る毒藥ゐりと心猛も突出すに二人ゝ初て仰天ー是ゝと驚き逃出ゐかねて同類と忍せ置無理無体ゐ寄て掛つて夫婦の口へ押込ーゐ俄に腦亂七顛八踏其場でゐへゐくゐりーよりシテやつたりァもろい物ジャナへゐゝゐと男の死骸ゝ納屋へ投込重石と置虫の息ゐる女ゝ庭へ捨直何角ゝ後にと夫から徳利と傾け同類もろとも呑ゞも呑ゞ果ゝグウ〳〵轉び籐の跡ゝ深ゐ更渡り幽ゐ聞ゆる遠寺の鐘夜風ゐフイと氣の付ゝ身ゝ荒縄ゐ柵んで庭に捨ゞる彼女ゝ量らず此世へ蘇り天哉命哉庭の切戸の明ーと幸ひ我身の縄と解捨て息を喰締こそ〳〵と傳ふ隣家の座敷允戸主ゝ呼寄悪工の荒增と聞とり土藏へ圍ふ折こそあれ志寺ゝ眠と覺ー庭の女の行衛が知れず隣家を疑ひ探そうち早此事が發露ーて天の網目と彼ー後納屋なる男と引出せバ又是正く生戻りーゝ是樂店ゞ强て頼ゞ死活の毒の配剤せーと記者ゝ一切保証せざれと此俤と劇場ゐ取組該地ゞ木戸と爭ふと通悪の人の噂

大阪心齋橋塩町角
本局　百事社
社長兼編輯代理　金井德兵衛
印務　荒田喜兵衛

官許
錦画百事新聞
第四十五号
第五大区
盲亀の浮木に逢力人
編輯人 金井徳兵衛
印刷人 前田喜次郎

新四季写真

第六十四号

酒は百薬の長も故なしと

謎譯

ふるさと
愁の玉
笠帽と名
つけ身ぐるみの
売便をたうまで
ごさう弁ず寸おんぢを
ゆくさきは大阪府下第三大區
廿小區幸町通五丁目一番地栗山もみ
方に止宿する敦賀縣下越前国坂井
郡濱坂浦坂井吉三郎は廿九年なるが
第六大區二小區難波嶋辺の川に
流れてゐる苦仕気なるを第二大區
四等おまわり佐々木鹿三郎さんが助けらる
きっくりと案の条酒で踏ずりやっく
気違水の異名をまのあたりおそろしく
ゆめゆめ物でなき畢竟
おかりさんが勉強なれば命の
親さまと心得以来慎べし

大阪太橋通町角新聞社
前田八郎
金井徳兵衛
前田長次郎

官許 錦画百事新聞

第九七号

大阪錦絵

十六号

甲州大目村の岡部伊兵衛ハ七ツ年ゴロ
ゆらい貧乏ふ病ひ
息子行次郎ガ
よゝさしゝ父を
いたわりて
その拾芝を
山ゝで拾ふて
孝のゝ拾りおる
月日もこのふる
あまそらの影ふへ
漁ア尺葉ふの代
とゝ
看病おろる
事ハなく孝行
ゝく明治八年三月ふ歌ふ涙雪と
ゝ田畑ハ
ゝ数ゝやゝゝ文孝の孝行ハ兄を大吉ふ孝行
ゝ

ゝ

ゝ

新聞畫會 第七号

下総の國相馬郡
一の壹室村なる玄成の年
十月道普請の為め堤を
崩したる處偶像を掘出す
大サ五六寸の童子の如く
甲冑を帯したる少女なり
往昔朝敵將門幼術に
用ひしものなりとの風評を
東京日々新聞九百六十八号に
見たり

程々堂九化記

身丈四尺五寸
目方十八貫目
大坂順慶町
要言茄の
裏へ盗
人来り
金を
盗まんとして
やけどする
信州野尾宿屋女房へ
盗人に會ひ
松の樹に
拾らまし
其夜狼の爲ふ喰れ死

下總百性
小兵衛の母へ
七十三で大
工民造とて
六十八歳
なる者
と欠け
落
人の
えてきく

錦繪畫

元柳川侯の
住宅藝亭と
ゐ人の
ガストヲ
のきゐを
諸人ゐ見せん
と其造さくゐ地と
堀一ゐ一ツの壺出せり
其中
ゐ保
字ゐ判
百円有
ゐて早
速府ゐ届出たり

錦繪畫

唐物町丼池
入江平助の
養女
市川
おしゐてた哥の
師匠として義り
の親を養ーゐ父
平助ハ女房と生国
廣ーゐへいなーて度〻おーゐを
くどきゐおーゐハゐるさく思ひ
或る夜家出なーて廣ーゐへ
走り義りの母ゐつゐへーとなん

錦繪畫

嶋の内
八幡丁赤沢
某妻おくゐハ
夫の病氣ゐ千せん辛
万苦ー毎夜水を
ひひて神仏ゐちゐひ
祈ーが終ゐ夫ハ全快
せりとぞ実ゐ感ぞべきことなり

錦繪畫

西京八坂
新地藝子
恵ゐ松ハ祇園
の西門ゐて松原麩屋丁の
高松といへる老人の急病を
ゐゐく介抱ー車ゐて送ゐ
せーハ浮ゐる世渡りなき者
ゐら実ゐ稀なる情婦とゐべ

違式詿違圖解

竹田喜次郎編輯

違式詿違條例別冊之通相定来ル明治十壬寅年二十日ヨリ致施行候條違犯之者無之様下々召遣之者ニ至ル迄懇切可申諭此旨管内無洩相達候事

明治九年十一月廿一日

大阪府權知事渡邊昇

第一條 違式の罪を犯せる者ハ五錢ハ少あるハ七拾錢ハ多からざる贖金を追徴せ

第二條 罪を犯せる者ハ五錢ハ少あるハ七拾錢ハ多からざる贖金を追徴せ

第三條 違式詿違の罪を犯し無力の者ハ實決せるもの左の如し

一違式懲役 八日より少あるハ十日ハ多からず

一詿違拘留 半日より少あるハ七日ハ多からず

但し拘留の罪とハ過重懲役小損ろもとハいへべし

第四條 病牛死牛其他病死の禽獸を知りて販賣せる者

第五條 湯屋渡世の男女を混浴せしむる者

第六條 違式罪目第一條 贋造の飲食物幷に腐敗の食物を知て販賣せる者

違の罪目を犯せていとゞ重きハ加等して違式の贖金を追徴せべし其犯せる處拯めて輕きハ止ざ呵責して放免するもあるべし

第六條 猥りに車馬を疾驅し行人を觸倒せる者

但殺傷に此限ふあらず

第九條 夜中無燈の馬車を以て通行せる者

第十條 人家稠密の場所に於て妄りに火技を玩ぶもの

第十一條 戯に往来の常燈臺を破毀せる者

違式并ニ
註違の罪ニ
より取上ぐ
べき物品ハ
贖金を科
するの外別ニ
没収の申渡を為へし

第五條 違式註違の罪を
犯し人ニ損失
を蒙らし
める時ハ
先づ其損
失ニ當る
償金
を出さ
しめ後ニ
贖金を
命ずべし

下水外河中等ハ
家作花ニ孫庇
等を自由ニ張出
願あく家作
する者
或ハ河岸
地除地等
ハ

第二條
春畫
を
よむ
其類の諸器
物を販賣
する者

第七條
外國人を
届ニて止宿せ
しむる
者

第八條
外國人
を私に
雑居せ
しむる者

第十二條
道路
橋梁
を犯し
通行
する
者

第十三條 男女相撲并に
蛇遣ひ其他
諸芸
を見世物ニ出す者